

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	三
告示	大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	三
	県営土地改良事業計画を変更した件	三
	保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	三
	道路の区域を変更する件三件	三
	道路の供用を開始する件	三
	都市計画事業の事業計画の変更を認可した件三件	三
	福島県病院局	三
	福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する規程	三
	福島県教育委員会	三
	技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	三
	福島県公安委員会	三
	道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件二件	三
規則	技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	三

平成三十年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第四号

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第四五十一の項中「26」を「25」に改め、同表53の項及び54の項中「27」を「26」に改め、同表55の項中「28」を「27」に改め、同表56の項5級の欄中「28」を「27」に改め、同表57の項5級の欄中「29」を「27」に改め、同表58の項及び59の項中「29」を「28」に改め、同表60の項中「30」を「28」に改め、同表61の項及び62の項中「30」を「29」に改め、同表63の項及び64の項中「31」を「30」に改め、同表66の項中「32」を「31」に改め、同表105の項中「57」を「56」に改め、同表108の項中「58」を「57」に改め、同表111の項中「59」を「58」に改め、同表114の項中「60」を「59」に改め、同表第五五五の項中「50」を「51」に改め、同表26の項中「52」を「54」に改め、同表27の項中「54」を「57」に改め、同表28の項4級の欄中「56」を「60」に改め、同表29の項中「59」を「62」に改め、同表30の項中「62」を「64」に改め、同表31の項中「65」を「66」に改め、同表36の項中「104」を「105」に改め、同表57の項中「107」を「108」に改め、同表58の項中「110」を「111」に改め、同表59の項中「113」を「114」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（経過措置）

3 平成二十九年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員（技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則第二条に規定する技能労務職員をいう。以下同じ。）及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の規則の規定による号給に達しない技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

4 この規則の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間において、新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能労務職員との権衡上必要があると認められる技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例による。

ることができる。

(人事課)

告 示

福島県告示第四十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年一月三十日から同年五月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。
平成三十年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

郡山駅東ショッピングセンター 福島県郡山市向河原町一六三番一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社アラジンホールディングス

代表取締役社長 吉村 圭三

福島県郡山市島二丁目三二番二四号

(変更後) 株式会社アラジンホールディングス

代表取締役 吉村 徳太郎

福島県郡山市島二丁目三二番二四号

三 変更した年月日

平成二十九年十一月八日

四 届出年月日

平成三十年一月十七日

五 届出をした者

株式会社アラジンホールディングス

(商業まちづくり課)

福島県告示第四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、和田地区に係る県営農用地災害復旧関連区画整理事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成三十年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間
平成三十年一月三十一日から
同 年二月十九日まで (二十日間)

三 縦覧の場所
相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除予定保安林の所在場所

郡山市湖南町福良字福良山七四一三の三

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所まで平成三十年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道小野郡山線	郡山市中田町高倉字槻ノ口二番二地先から同 市中田町高倉字槻ノ口一九番二地先まで	変更前 一〇・八 二五・〇	変更後 一一・五 二五・〇	二〇〇・〇	二〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成三十年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道上郷 下野尻線	耶麻郡西会津町新郷大字豊洲字前平四一九二番六地先から 同 郡同 町新郷大字豊洲字上ノ原七三三二番一地先まで	変更前	A 一〇・七 二六・八	二九七・五
	耶麻郡西会津町新郷大字豊洲字前平四一九二番六地先から 同 郡同 町新郷大字豊洲字上ノ原七三三二番一地先まで	変更後	A 一三・八 四一・四	三二〇・〇
	耶麻郡西会津町新郷大字豊洲字上ノ原六八八三番一地先から 同 郡同 町新郷大字豊洲字上ノ原六八八三番一地先まで	B	九・四 二〇・四	八一・六

(道路計画課)

福島県告示第四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成三十年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年一月三十日

平成三十年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道上郷 下野尻線	耶麻郡西会津町新郷大字豊洲字前平四一九二番六地先から 同 郡同 町新郷大字豊洲字上ノ原七三三二番一地先まで	変更前	A 一三・八 四一・四	三二〇・〇
	耶麻郡西会津町新郷大字豊洲字前平四一九二番六地先から 同 郡同 町新郷大字豊洲字上ノ原七三三二番一地先まで	変更後	B 九・四 二〇・四	八一・六

(道路計画課)

福島県告示第四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成三十年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道上郷下野尻線	耶麻郡西会津町新郷大字豊洲字前平四一九二番六地先から	平成三〇年一月三〇日

同 郡同 町新郷大字豊洲字上ノ原七三三番一地先まで

(道路計画課)

福島県告示第五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成三十年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 施行者の名称

福島市

二 都市計画事業の種類及び名称

県北都市計画道路事業 三・五・百十六号 曾根田町桜木町線

三 事業認可の年月日

平成二十五年一月十五日

四 事業施行期間

(変更前) 平成二十五年一月十五日から平成三十年三月三十一日まで
(変更後) 平成二十五年一月十五日から平成三十七年三月三十一日まで

五 事業地

取用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)

福島県告示第五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成三十年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 施行者の名称

郡山市

二 都市計画事業の種類及び名称

県中都市計画道路事業 三・四・百十一号 東部幹線

三・三・百二号 下河原町東線

三 事業認可の年月日

平成十四年一月十一日

四 事業施行期間

(変更前) 平成十四年一月十一日から平成三十年三月三十一日まで
(変更後) 平成十四年一月十一日から平成三十七年三月三十一日まで

五 事業地

取用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)

福島県告示第五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成三十年一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 施行者の名称

福島市

二 都市計画事業の種類及び名称

県北都市計画道路事業 三・三・百五号 太平寺岡部線

三 事業認可の年月日

平成二十五年六月十四日

四 事業施行期間

(変更前) 平成二十五年六月十四日から平成三十年三月三十一日まで
(変更後) 平成二十五年六月十四日から平成三十七年三月三十一日まで

五 事業地

取用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)

福島県病院局

福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年1月30日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第1号

福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程（平成29年福島県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「双葉郡富岡町大字本岡字王塚622番地の1」を「双葉郡富岡町大字本岡字王塚817番地の1」に、「福島県立ふたば医療センター（仮称）」を「福島県ふたば医療センター及び福島県ふたば医療センター附属病院」に改め、「整備」の下に「及び開設準備」を加える。

附 則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

（病院経営課）

福島県教育委員会

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年一月三十日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第二号

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第四51の項中「26」を「25」に改め、同表53の項及び54の項中「27」を「26」に改め、同表55の項中「28」を「27」に改め、同表56の項5級の欄中「28」を「27」に改め、同表57の項5級の欄中「29」を「27」に改め、同表58の項及び59の項中「29」を「28」に改め、同表60の項中「30」を「28」に改め、同表61の項及び62の項中「30」を「29」に改め、同表63の項及び64の項中「31」を「30」に改め、同表66の項中「32」を「31」に改め、同表105の項中「57」を「56」に改め、同表108の項中「58」を「57」に改め、同表111の項中「59」を「58」に改め、同表114の項中「60」を「59」に改める。
別表第五25の項中「50」を「51」に改め、同表26の項中「52」を「54」に改め、同表27の項中「54」を「57」に改め、同表28の項4級の欄中「56」を「60」に改め、同表29の項中「59」を「62」に改め、同表30の項中「62」を「64」に改め、同表31の項中「65」を「66」に改め、同表56の項中「104」を「105」に改め、同表57の項中「107」を「108」に改め、同表58の項中「110」を「111」に改め、同表59の項中「113」を「114」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（経過措置）

3 平成二十九年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員（技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則第二条に規定する技能労務職員をいう。以下同じ。）及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動の

福島県公安委員会

(職 員 課)

4 あつた技能労務職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の規則の規定による号給に達しない技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

この規則の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間において、新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた技能労務職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能労務職員との権衡上必要があると認められる技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

福島県公安委員会告示第44号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定をした。

平成30年1月30日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

- 1 運転免許取得者教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者教育の業務を行う施設の名称及び所在地

名称 有限会社杉妻自動車練習所

住所 福島県福島市清水町字東壇9番地

代表者の氏名 高橋 覚男

施設の名称 杉妻自動車学校

施設の所在地 福島県福島市清水町字東壇9番地

- 2 認定をした運転免許取得者教育の課程の区分及び名称

(1) 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者講習同等課程

(2) 規則第1条第6号に掲げる課程 更新時講習同等課程

(3) 規則第1条第7号に掲げる課程 二輪車二人乗り課程

- 3 認定年月日

平成29年12月27日

(運転免許課)

福島県公安委員会告示第46号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定をした。

平成30年1月30日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

- 1 運転免許取得者教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転

- 免許取得者教育の業務を行う施設の名称及び所在地
名称 株式会社小名浜自動車学校
住所 福島県いわき市小名浜字富岡向147番地
代表者の氏名 飯塚 一雄
施設の名称 小名浜自動車学校
施設の所在地 福島県いわき市小名浜字富岡向147番地
- 2 認定をした運転免許取得者教育の課程の区分及び名称
(1) 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者講習同等の課程
(2) 規則第1条第6号に掲げる課程 更新時講習同等の課程
- 3 認定年月日
平成29年12月27日

(運転免許課)